

○財務省告示第三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）
二 発行の根拠
法律及びその
の
法律及びその
別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条及び第六十条
二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財

八

最低額面金

五万円

ハ

八百三十八億四千九百八万円

ロ

四百九十七億四千五百九十二万

七

払込金

五千三百二十六億二千七十万円

ハ

で五百十二億円

た利付国債について、額面金額

条第一項の規定に基づき発行した

特別会計に関する法律第四十六

で四百十一億六千九百九十万円

利付国債について、額面金額

第一項の規定に基づき発行した

は、額面金額で百二十七億二千

は、額面金額で百二十七億二千

ロ

国債市場
特別参加
者第Ⅰ
者第Ⅱ
非競争
争入札
行

国債市場
特別参加
者第Ⅰ
者第Ⅱ
非競争
争入札
行

入札競争
価格競争
額

国債市場
特別参加
者第Ⅰ
者第Ⅱ
非競争
争入札
行

国債市場
特別参加
者第Ⅰ
者第Ⅱ
非競争
争入札
行

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ 一 札 格 競 争 格

十 十 三 二 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争 格

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。平成二十三年一月十八日

(一) 二年・〇パーセントは、募入決定の通知を受け、次の算式による。

式による規定する。期日に払い込み

額面金額の総額 × $\frac{2.0}{100} \times \frac{120}{365}$

(二) 発行時に、おいて、その利息に、所得税が、源泉徴収され、口座簿の記録は、振替口座簿の記録とす。

